



野犬掃とう



を実施いたします。

今金町全域において、野犬による人や家畜への被害が懸念されております。
このため、今金町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づき、野犬掃とうを下記のとおり実施いたします。

つきましては、野犬掃とう実施期間内における畜犬のけい留（※1）の徹底及び管理に十分留意されますようお願いいたします。

※1 「けい留」とは、おり飼（金網等の隔壁により、人または家畜に危害を加えないようにして飼うことをいう。）または2メートル以内の鎖でつないで飼うこと。

記

1. 実施期間 平成28年 10月 1日から
平成29年 3月31日まで
2. 実施場所 今金町全域
3. 処分方法 薬殺及びその他の方法

